

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

## 被保険者の皆さんへ

### 医療費自己負担割合の判定を実施します

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、医療費の自己負担割合は、毎年8月1日現在で前年の課税所得<sup>※</sup>により判定することとしています。

老人保健制度では、同一世帯に属する70歳以上の人の所得状況から自己負担割合を判定していましたが、長寿医療制度においては、**同一世帯に属する被保険者の所得状況から判定**します。（自己負担割合は表①のとおりです）

定期判定の結果、医療費の自己負担割合に変更がある被保険者は、新しい被保険者証を7月下旬に送付しますので、8月以降は必ず新しい被保険者証をお

### 判定を実施します

使ってください。  
 ※課税所得：所得（収入から必要経費等の収入ごとの法定控除を行った額）から地方税法上の各種控除（扶養控除など）を行った額のこと

#### 経過措置

平成20年8月から平成22年7月までの期間に、自己負担割合が3割と判定された被保険者で、同一世帯に他の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の加入者がおらず、70歳以上75歳未満の世帯員を含めた収入の合計が520万円未満であれば、申請により、1箇月の医療費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。（表②参照）

#### ■自己負担割合：表①

区分	該当条件	負担割合
現役並み所得者	平成20年度の課税所得が145万円以上の被保険者および同一世帯の被保険者	3割
一般	上記以外の被保険者	1割

※現役並み所得者のうち、収入が次に当てはまる被保険者は、申請により1割負担に変更されます。

同一世帯に被保険者が1人	被保険者の収入が383万円未満
同一世帯に被保険者が2人以上	被保険者の収入の合計が520万円未満

#### ■窓口での自己負担限度額表：表②

所得区分	医療費の自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100＋（医療費－267,000円）×1％ ※過去12か月間に自己負担額を超えた支給が4回以上あったときは、4回目以降は44,400円となります
一般	12,000円	44,400円



### 住民税非課税世帯の人は入院時に食事代・居住費等が減額されます

長寿医療（後期高齢者医療）の被保険者で、平成20年度住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院時にこの認定証を医療機関に提示することで、食事代・居住費が減額されるほか、医療機関での窓口負担も一定額までとなります（下表）。  
 認定証の交付を受けるには申

請が必要です。申請は随時受け付めますので、認定証が必要な人は手続きを行って下さい。認定証は申請を行った月の初日から有効です。  
 申請は本庁市民課国保年金医療係、各支所総合窓口課・各出張所で受け付けます。

#### 現在、認定証の交付を受けている人へ

現在交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成20年7月31日までとなっています。

今年度も認定が可能な人には7月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合から申請書を送付しますので、引き続き認定証が必要な場合は必ず8月31日までに再申請を行って下さい。

なお、現在「区分Ⅱ」の証をお持ちの方で、その認定期間内の過去12カ月の入院日数の合計が91日以上の場合、食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類を持参して下さい。

#### ■入院時の窓口負担限度額・食事代及び居住費

	自己負担限度額 / 月	食事代 / 1食	療養病床入院の場合（*3）		
			食事代 / 1食	居住費 / 日	
認定証なし（一般）	44,400円	260円	460円（*4）	320円	
認定証あり	区分Ⅱ（*1）	入院日数90日以下	210円	210円	320円
		入院日数91日以上	160円	210円	320円
	区分Ⅰ（*2）	高齢福祉年金受給者以外	100円	130円	320円
		高齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

- \*1 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税である世帯に属する人
- \*2 区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人（収入が年金のみの場合は、年金収入80万円以下の人）
- \*3 入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器・中心静脈栄養などを要する人、脊椎損傷（四肢麻痺が見られる状態）の人、難病の人など）、回復期リハビリテーション病棟に入院している人などは、負担が療養病床以外の病棟に入院している場合の食事代と同額になります（居住費はかかりません）。
- \*4 入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院の場合は460円、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院の場合は420円となります。

■ 問い合わせ 長門市役所市民課国保年金医療係 TEL 23-1129  
 山口県後期高齢者医療広域連合事務局 TEL 083-921-7111